

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西神南センタービル西神整備事務所跡原状回復工事にかかる設計及び施工等業務	2024年3月14日	株式会社こうべ未来都市機構	60,830,000	<p>本件業務にあたっては、事業費削減の観点からも次期入居者の内装仕様に応じた原状回復の仕様調整が必要であること、また、施設利用者や入居テナント等との調整が必要となることから、仕様で具体的かつ一義的に明示できるものではなく、請負契約によらず委託契約としている。</p> <p>本業務の性質的に施設の日常管理と入居テナントとの調整を円滑に実施できる者により業務を遂行していく必要があり、競争入札に適さない。契約相手方は、当該施設を所有し運営を行っていることから、次期入居者の内装仕様に応じた原状回復の仕様調整を行うことが可能なうえ、利用者・既存入居テナントとの調整も円滑に進めることができ、本件業務を実施することができる唯一の事業者であるため特命随意契約とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)</p>	都市局総務課 (TEL: 595-6694)
神戸新交通三宮駅ホーム拡張工事(インフラ部)に関する工事委託業務	2024年12月4日	神戸新交通株式会社	2,095,364,000	<p>本業務は、列車の安全確保や軌道施設の機能に影響を与える内容であることから、列車運行との連携を図りながら履行する必要がある。当該業務の実施が可能な者は列車運行者に限られる。</p> <p>また、軌道法第26条(および準用する鉄道事業法第18条の2)に定める輸送の安全の確保は、列車運行者である契約相手方(神戸新交通株式会社)以外には行えない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局未来都市推進課 (TEL: 595-6719)
山上へのアクセス検討業務(その4)	2024年11月19日	株式会社トーニコンサルタント	5,357,000	<p>本業務は、令和3年度に実施した「山上へのアクセス検討業務」の継続業務であり、新たに別ルートでの検討を行い、過年度成果をもとに各ルートとの比較検討を行うものである。</p> <p>各ルートとの比較検討においては、ルート設定の考え方や建設費および年間経費の算出方法の整合等、過年度業務と密接不可分の関係にある。</p> <p>上記理由から、令和3年度業務を受託し詳細な内容を把握している左記業者でないと、効率的かつ的確な業務遂行が見込めないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局交通政策課 (TEL: 595-6717)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神鉄シーパスワン購入補助申請システム改修業務	2025年1月17日	一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構 (TOPIC)	3,476,000	本システムは、令和元年度総務省の調査研究事業である「公共交通機関におけるマイナンバーカードの利活用実現に向けた調査研究」の採択を受けた左記業者が総務省事業の委託費により、神鉄シーパスワン販売業務のために独自に開発、構築したものである。本業務を履行できる者は、本システムを独自に開発・構築し、構成・機能を熟知するとともに、総務大臣の認定を受けてマイナンバーカード関連業務にも精通している左記業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (TEL: 595-6720)
こうべまちづくり会館におけるベビーケアルーム設置及び維持管理委託業務	2024年11月20日	特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所	3,674,000	本件業務は、指定管理者が管理を行う施設部分にベビーケアルームを設置し管理を行う業務である。設置にあたっては施設の利用状況に応じた検討が必要であり、管理にあたっては施設全体の管理と調整を取りつつ、利用者からの要望等に対応することや緊急対応など現場で臨機応変に対応することが求められる。当該施設の利用状況・日常管理に精通した上で効率的かつ確実に業務を遂行できるのはこうべまちづくり会館の指定管理者である左記事業者しかいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局まち再生推進課 (TEL: 595-6731)
神戸ハーバーランド煉瓦倉庫塩類風化対策検討業務	2024年12月20日	有限会社ビコウエンジニアリング	6,446,000	本業務は、煉瓦壁の塩類風化による剥離・剥落を防止するため、地下水の吸い上げを遮断する効果的な対策方法を検討、施工することを目的としている。煉瓦壁の施工には専門的な知識や経験が必要であり、特に煉瓦倉庫は明治時代当時の煉瓦壁を残した希少な煉瓦建物であることから、神戸市登録文化財候補として神戸市文化財保護審議会に諮問している。そのため、適切に業務を遂行するには文化財の補修実績も必要である。 委託先は、煉瓦壁の補修実績が豊富であることに加え、(公財)文化財建造物保存技術協会の設計監理のもと、文化財の補修や保存の実績が多く、煉瓦壁や文化財の施行に係る知識・経験を豊富に持っている。そのほか、大学の研究にかかる施工協力など、専門家との協働実績も豊富である。よって、煉瓦倉庫の文化財的価値を損なわず適切な検討および施工ができるのは左記委託先事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局駅まち推進課 (TEL: 595-6704)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業における市所有予定床の不動産価格調査業務	2024年10月16日	株式会社再開発評価	2,200,000	本業務の遂行にあたっては、雲井通5丁目地区市街地再開発事業の権利変換計画書にかかる従前従後の不動産評価の詳細内容を理解した上で調査を行わなければ権利変換計画時点の評価と今回想定しようとしている賃料・売却価格に齟齬が生じ、行政的な一貫性が損なわれる恐れがある。 本業務を遂行できるのは、令和4年に雲井通5丁目地区市街地再開発事業施行者の発注を受け、権利変換計画作成の中で従前従後の不動産評価を行った左記事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 984-0241)
三宮クロススクエアデザイン検討及び予備設計業務	2024年12月23日	パシフィックコンサルタンツ・小野寺康都市設計事務所・ナグモデザイン事務所設計共同体	32,780,000	本業務は、一貫したコンセプトで統一したデザインスタイルのもと、周辺地権者や地域団体等との公共空間デザインについての対話を行いながら進める業務であり、過年度の「三宮クロススクエア(北東エリア)におけるデザイン計画検討及び設計業務」において検討した公共空間デザインを深度化し、予備設計を行うものである。過年度の当該業務を手掛けた左記事業者が本業務を遂行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局都心三宮再整備課 (TEL: 984-0241)
ティオ舞子112区画空調設備更新業務	2024年12月9日	株式会社こうべ未来都市機構	4,744,487	本業務を円滑、確実に遂行していくうえでは、既存の空調機器更新にかかる知識や技術・経験を有する必要があるため、競争入札には適さない。委託先は、本業務と同等工事の工事において多数の実績がある。また、本業務においては、テナント及び管理者との調整が必要不可欠かつ早期の更新が必要であるが、テナントの運営に影響なく本業務を確実に実施できるのは、当該テナントの賃借人であり、現場の状況やこれまでの修繕履歴も把握している委託先以外にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL: 595-6747)
レバンテ垂水1番館駐車場防火ダンパー更新業務	2024年12月10日	株式会社こうべ未来都市機構	2,624,710	本業務にあたってはビル管理者や駐車場利用者等との調整が必要となる。レバンテ垂水1番館駐車場の運営管理は株式会社こうべ未来都市機構が行っており、利用者等関係者との調整が可能なのは現運営事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL: 595-6747)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
土地区画整理事業施行区域 (民間等施行分) GISデータ更新業務	2024年10月29日	株式会社パスコ 神戸支店	1,485,000	本業務は更新したGISデータを神戸市情報マップに公開し、広く市民に周知することもあり、神戸市情報マップ及び市内GISの仕組みを熟知しており、正確なデータ作成ができる必要がある。委託先は同システムの保守管理を担っており、神戸市情報マップ及び市内GISの仕組みを熟知した上でデータの更新を行える唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL: 595-6743)
神戸電鉄隣接地における危険樹木および竹伐採業務	2024年10月28日	神戸電鉄株式会社	4,400,000	本業務を行うにあたっては、現場条件を踏まえた電車の安全運行確保の調整や施工管理が必要不可欠であるが、鉄道運行に支障なく本業務を確実かつ安全に実施できるのは、列車運行者である鉄道事業者 (神戸電鉄株式会社) 以外にはない。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項)	都市局内陸・臨海振興課 (TEL: 595-6780)
デカパトスふれあい水遊びプールパケツユニット軸受部更新業務	2024年10月21日	ヤマハ発動機株式会社	3,665,042	本業務は、六甲アイランドスポーツ・健康施設は、民間コンペにより選定されたヤマハ発動機株式会社が設計・建設し、当初より管理運営を行っている。そのため、施設及び設備を熟知しているとともに、これまでの補修履歴も把握している。また同社は、プール事業のほか、二輪車の開発を起点とするエンジン製造技術や車体・舟艇製造技術を中心に発展してきたグローバルメーカーであり、それらのノウハウを活かした信頼性の高いパーツの設計・製造が可能であることから当該業務の遂行が期待できるのは左記事業者に限られる。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項)	都市局内陸・臨海振興課 (TEL: 595-6780)
デカパトスろ過タンク設備更新業務	2024年11月22日	ヤマハ発動機株式会社	13,934,360	本業務は、六甲アイランドスポーツ・健康施設は、民間コンペにより選定されたヤマハ発動機株式会社が設計・建設し、当初より管理運営を行っている。そのため、施設及び設備を熟知しているとともに、これまでの補修履歴も把握している。また先行して実施したろ過タンク内のろ過砂交換中に新たに発生した修繕であることから、当該業務の遂行が期待できるのは左記事業者に限られる。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項)	都市局内陸・臨海振興課 (TEL: 595-6780)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西神南テニスガーデン 給水管敷設に係る設計 及び施工等業務	2025年1月24日	株式会社こうべ未来 都市機構	2,941,699	本業務を行うにあたっては、既存給水管の敷設状況及び過去の修繕履歴を踏まえた上での施工や、利用者等との調整が必要不可欠である。 株式会社こうべ未来都市機構は、市より施設を借り受けて体育施設として運営を行っており、日常の維持管理を通して既存設備や補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項)	都市局内陸・臨海振興課 (Tel: 595-6780)
ポートアイランド(第2 期)中央緑地軸再整備 監修業務	2025年2月4日	株式会社ランドス ケープ・プラス	2,574,000	本業務は中央緑地軸の再整備を行うにあたり、樹木の位置や向き、水景施設の水の流れる音など、設計では反映されない繊細な部分についての監修を行うものである。監修にあたっては、中央緑地軸の地形をよく把握し、設計内容、コンセプトについて熟知している必要があり、中央緑地軸再整備の基本設計、詳細設計を手掛けた当委託先でないと本業務を確実に遂行することができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海振興課 (Tel: 595-6792)